

健康診査の概要について

1 受診者が持参するもの

健康診査受診券、健康診査質問票、後期高齢者医療被保険者証、自己負担金（５００円）

2 本人の確認

健康診査受診券と被保険者証を照合し、本人確認をする。どちらか一方だけでは受診不可。

3 受診者負担金の徴収

受診者から定額５００円を徴収し、健康診査を実施する。

4 健診業務の実施 ※特定健診の必須項目（腹囲を除く。）+貧血検査+血清クレアチニン+血清アルブミン（血糖検査は、空腹時血糖、ヘモグロビンA1cの両方実施）

区分	内 容
問診	服薬歴、既往歴、生活習慣に関する項目、自覚症状等
診察	身長、体重、BMI、血圧、理学的所見（身体診察）
血液検査	脂質
	中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール
	血糖
	空腹時血糖、ヘモグロビンA1c
	肝機能
	AST（GOT）、ALT（GPT）、γ-GT（γ-GTP）
検査	腎機能
	クレアチニン、eGFR
	貧血
検査	ヘマトクリット、血色素量（ヘモグロビン）、赤血球
	栄養
尿検査	アルブミン
	尿糖、尿蛋白

5 請求金額 ※ 単価変更あり（平成３０年度健康診査単価：９，６４２円）

◆消費税 ８％時：９,６９６円（健康診査単価）－５００円（受診者負担金）＝**９，１９６円**

◆消費税 １０％時：９,８７６円（健康診査単価）－５００円（受診者負担金）＝**９，３７６円**

★よくある質問★

1 市（郡）外の被保険者が健康診査の受診を希望した場合について

後期高齢者の場合、市（郡）外の被保険者でも、健康診査を受診することができます。なお、「健康診査受診券」下段の保険者番号にご注意ください。

2 健康診査の検査項目の一部が検査できない場合の費用請求について

寝たきりの方で身体検査ができない場合や透析患者で尿検査ができない場合については、満額請求してください。なお、結果は、「測定不能」と入力をしてください。

3 健康診査の費用額を間違えて請求した場合について

医療機関名、医療機関番号、受診者氏名、受診券番号、被保険者番号、受診日を記載して返戻の依頼を広域連合にお知らせください。後日、過誤調整します。

4 健康診査の受診券が届いた方が既に他の制度の健診を受診している場合について

年度内に健康診査と同様の健診を受診されている方は、受診をお断りしてください。ただし、同様の健診を受けているかどうか分からない場合や、受けた後に発覚した場合は、健康診査の費用をお支払いしますので、通常通り請求してください。

5 被保険者が受診券を紛失している場合について

受診券再交付は、市町や広域連合に申請書の提出（郵送可）が必要ですので、ご案内をお願いします。後日、広域連合から被保険者宛に受診券を送付します。二重受診を防ぐためにも健康診査受付時には必ず受診券を回収してください。（２度目の受診料は被保険者の全額自己負担となるため）

<問い合わせ先> 〒753-0072 山口市大手町 9-11 山口県自治会館 4 F

山口県後期高齢者医療広域連合事務局 業務課 保健事業推進係

電話番号 ０８３－９２１－７１１２ ホームページ <http://yamaguchi-kouiki.jp/>